

## 大山崎町公共下水道排水設備指定工事店指定申請（指定審査要領）

「下水道排水設備指定工事店」の新たな申請を下記の要領で実施していますので、申請書に必要な書類を添付して提出してください。

尚、指定事項等の変更の届出については、下記を参照して必要書類を提出してください。

### 記

- 1 下水道排水設備指定工事店として指定を受けられる者  
（指定工事店規則第3条第1項第1号～3号）
  - (1) 責任技術者（日本下水道協会京都府支部又は京都府下水道協会に登録した者）が1名以上専属していること。
  - (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
  - (3) 京都府及び大阪府島本町内に営業所があること。
  
- 2 下水道排水設備指定工事店として指定を受けられない者  
（指定工事店規則第3条第1項第4号イ～ホ）
  - イ 工事店（法人にあっては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合
  - ロ 工事店（法人にあっては代表者）が第15条の規定により責任技術者としての登録の取り消しを決定され日本下水道協会京都府支部又は京都府下水道協会の登録を取り消されてから2年を経過していない場合
  - ハ 指定工事店が、第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
  - ニ 工事店がその業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
  - ホ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者がいる場合
  
- 3 申請受付期間  
新規及び変更受付・・・ 随時（但し、土・日曜日および祝祭日除く）  
午前9時から午後4時まで（但し 正午から午後1時までは受付をしません）
  
- 4 受付場所  
大山崎町役場2階 上下水道課下水道係  
TEL 075-956-2101（内線293）  
（申請等に来られる場合は、事前に連絡をお願いします）
  
- 5 提出書類  
裏面の提出書類一覧表を参照

提出書類一覧表

新規・継続申請分（※変更の届出を除く）

提出書類		様式等	留意事項
1	下水道排水設備指定工事店指定申請書	様式第1号	
2	住民票記載事項証明書、経歴書	写し可	個人の場合 法人の場合は代表者
3	定款、商業登記簿謄本	写し可	法人の場合
4	営業所の平面図及び付近見取り図	様式第1号-2	
5	専属責任技術者名簿、雇用関係を証す書類	様式第2号. 写し	
6	責任技術者証（日本下水道協会京都支部 又は京都府下水道協会発行）	写し可	
7	設備及び器材を有する書類	A4サイズ	所有機械器具調書
8	営業所及び申請者（法人の場合は代表者）の写真 各1枚	A4サイズ に貼る	営業所の写真は、サービス版 申請者写真は、縦5cm×横5cm
9	身分証明書	原本	

※ 証明関係は3ヶ月以内に発行されたものとする。

※ 原本・写しでの証明書等は、用紙をA4サイズに統一し、一覧表の番号順で  
A4ファイルに綴じて提出すること。

6 大山崎町下水道排水設備指定工事店証の交付（継続申請を除く随時受付分）

交付日 審査後、指定店証交付（10日間程度必要。交付日は町より連絡します。）

交付場所 大山崎町役場2階 上下水道課下水道係

持参品 印鑑（認め印 但し、シャチハタ印は除く）